

契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

(委託業務(建設コンサルタント業務等を除く。))

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日(※1)までに「契約保証金免除申請書」を契約担当課へ提出してください。(※2)

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

(1) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添1】参照

(2) 広島市税について滞納がないこと。

(3) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添2】参照

※1 「契約を締結しようとする日」は、原則として、落札決定した日から5日以内の日となります。詳しくは、入札公告等に記載の契約担当課にお問合せください。

※2 契約保証金免除申請の承認には、広島市立病院機構(以下「本機構」という。)による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、本機構において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

契約保証金免除申請に係る契約履行実績について

（委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。））

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請するに当たっては、国又は地方公共団体（注1）と種類及び規模をほぼ同じくする（注2）契約履行実績を、2件以上必要とします。

1 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

- (1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を満たす複数年契約
 - ・履行年度の末日が属しており、当該年度の履行確認が行われていること。（契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。）
- (2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を満たす上記(1)を除く契約
 - ・履行期間の末日が属しており、履行確認が行われていること。

（注1）「国又は地方公共団体」について

国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）とします。

（注2）「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは

広島市の物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に記載された登録種目と同名又は同種のものとします。

○「規模をほぼ同じくする」とは

契約額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。）の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとします。

契約方法による区分

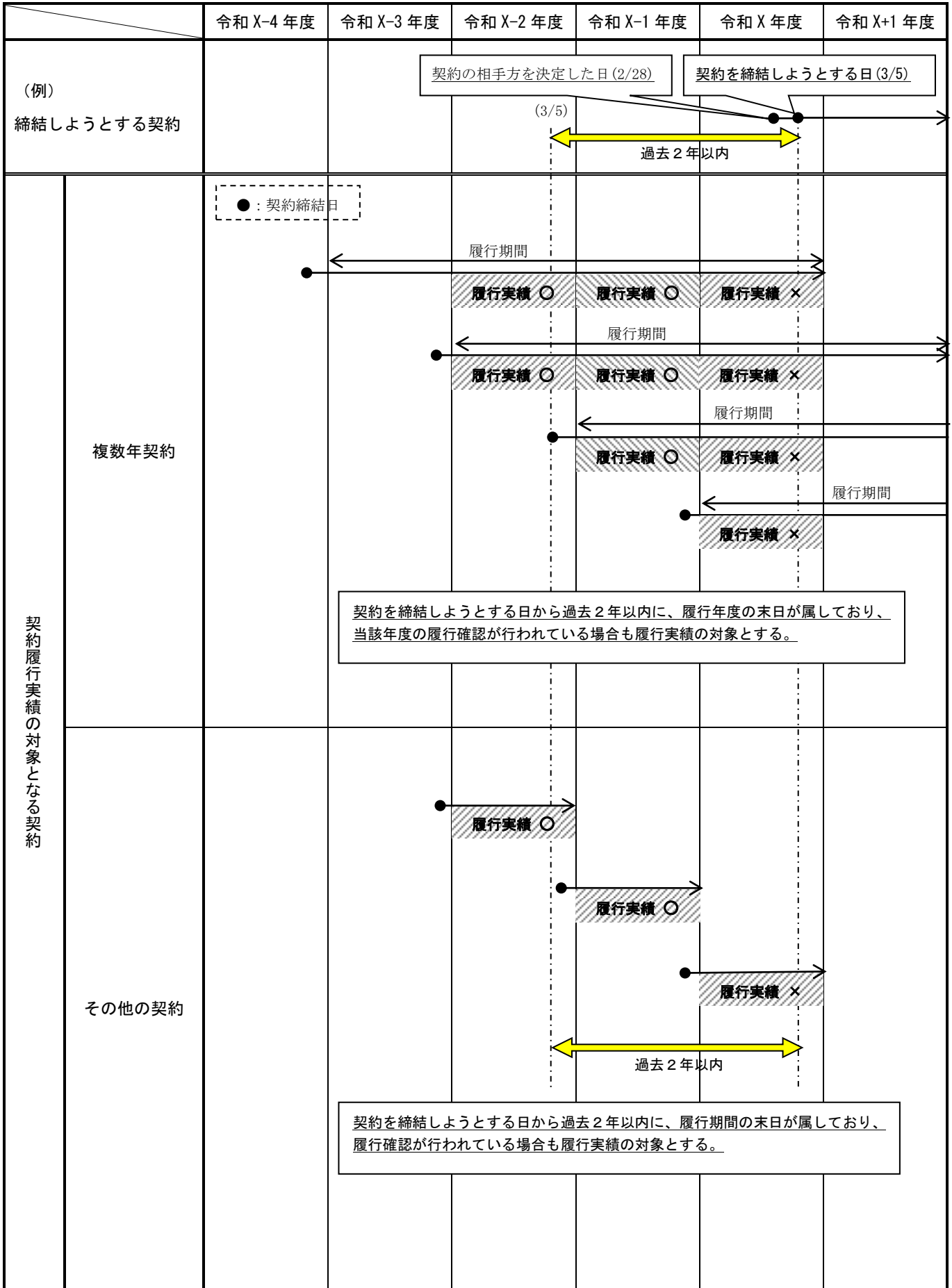
		実績の対象とする契約		
		上記(1)の契約		上記(2)の契約
		契約額が総額又は単価表示	契約額が月額表示	
締結しようとする契約	複数年契約 契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額（※）（複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の契約額（※）（複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（複数年契約の場合は、12か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額（※）（複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の契約額（※）（複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。
	契約額が月額表示	実績の対象とする契約の契約額（※）（複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の月額に契約月数（複数年契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（複数年契約の場合は、12か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の月額に契約月数（複数年契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の月額に契約月数（複数年契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約	実績の対象とする契約の契約額（※）（複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、締結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（複数年契約の場合は、12か月）を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、締結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。

※ 単価契約については、契約金額予定総額（契約単価に予定数量を乗じて得た額の総額）とする。

2 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本機構において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消す。

契約履行実績の対象となる契約（例）



契約保証金免除申請に係る納税証明書について

（委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。））

1 広島市税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第28条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。なお、広島市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」に代えて「申立書（広島市に納税義務がない者用）」を提出してください。

広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口
2 納税（納付・納入）証明請求書の様式	「納税（納付・納入）証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口に用意してあります。(※)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は広島市のホームページのトップページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) から、「くらし・手続き」→「税金」→「市税の証明」→「請求書様式」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。）において、契約規程第28条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか) (以下「税務署の納税証明書」といいます。)(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります(電子納税証明書は不可)。

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。税務署の納税証明書の請求方法等については、

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> で参照できます。

3 注意事項

- (1) 契約締結日に契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本機構において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、指名停止措置等を行うことがあります。

(問合せ先)	入札・契約について 広島市の納税証明書について 税務署の納税証明書について	入札公告記載の契約担当課 広島市の各市税事務所管理係及び税務室 広島市財政局税務部市民税課法人課税係 各税務署
--------	---	--